

7 月 定 例 教 育 委 員 会

参 考 資 料

(令 和 8 年 7 月 3 0 日)

承認事項

- 第 4 号 丹波篠山市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について (教育総務課) . . . 1 頁

議案

- 第 7 号 令和 9 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について (教育総務課) . . . 12 頁

丹波篠山市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例施行規則の制定について

1 制定の趣旨

丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 17 年篠山市条例第 51 号）において、条例等の規定により書面等で行うこととされている行政手続について、オンラインでも行えるよう必要な事項が定められています。

第 127 回丹波篠山市議会水無月会議において、行政手続のオンライン化を推進し、利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図るため、この条例が改正されました。その中で、規則に委任する旨の規定が「市の機関」が定めるものに委任することとされたため、教育委員会規則を新たに制定するものです。

2 制定の概要

別に定めるものを除くほか、丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 17 年篠山市規則第 63 号）その他市長が別に定める規定の例によることとします。

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

本条例は、行政手続オンライン法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号））の趣旨に則り、市の条例や規則において書面等により行うこととされている手続を、オンラインでも行えるようにするために必要な事項を定めています。

令和元年、同法はデジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）に改正され、行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続のオンライン実施の原則化等が定められました。

本市においては、行政手続のオンライン化自体は現行条例の規定により対応可能であったため、直ちに条例改正を要する状況にはありませんでしたが、オンライン化を本格的に推進するに当たり、現行条例では添付書類の省略等の根拠規定がないこと等の課題があります。

令和8年3月に改定した丹波篠山市DX推進計画では、行政手続のオンライン化を市民サービス向上に向けた取組事項の一つとして位置づけ、今年度から本格的に推進することとしています。これを円滑に推進し、市民・事業者等の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化を図るため、同法の趣旨に則り、所要の改正を行います。

2 改正の概要

（1）条例の題名・目的規定の見直し

題名について、同法の改称にあわせ、改めます。

目的規定（第1条）について、同法の趣旨に則り、情報通信技術の利用における能力や機会の格差の是正も含め手続等に必要な事項を定めることにより、関係者の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする旨に改めます。

（2）オンライン化推進に係る規定の整備

行政手続のオンライン化にあたり、当該手続の根拠となる条例や規則等において個別に規定する必要があった次の事項について、本条例

で一括して規定します。これにより、オンライン化に係る条例改正等の事務の簡略化を図り、行政手続のオンライン化を円滑に推進します。

署名等代替規定 (第3条第4項)	条例や規則等で署名等が必要とされている手続をオンライン化する場合に、マイナンバーカードの署名用電子証明書等で署名等の代替とすることができます。
手数料等のオンライン納付規定(第3条第5項)	条例や規則等で手数料等の納付方法が定められている場合に、電子決済による納付で代替することができます。
一部オンライン化 (第3条第6項)	対面確認が必要な部分など、オンライン化が困難又は著しく不適当な部分がある場合に、当該部分以外の部分についてオンライン化を行うことができます。
添付書面等の省略 (第8条)	条例や規則等で添付書類が必要とされている場合に、市が必要な情報をシステム連携等により入手・参照できる場合は、申請人は添付書類を省略できます。

3 施行期日 公布の日

○丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

平成17年12月26日

条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に関する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に関する規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）により市が処理することとされた事務について規定する兵庫県の条例及び兵庫県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記

録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、市の機関が定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則

で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、市の機関が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて市の機関が定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当

該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規程により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関が定めるもの

- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書類等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の機関が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区

分に応じ市の機関が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法によりその概要を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月8日から施行する。

(篠山市行政手続条例の一部改正)

2 篠山市行政手続条例(平成11年篠山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和8年6月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

○丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

平成17年12月26日

規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年篠山市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 市の機関のうち、市長及び市長に置かれる機関をいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 次に掲げる電子証明書で市長等が条例第3条第1項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書及び同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が別に定める電子証明書（電子情報処理組織による申請等）

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、次に掲げる事項を入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき、又は記載されている事項（前号に掲げる事項を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する電子計算機に備えられたフ

ファイルに記録されるべき事項

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長が定める当該申請等を行った者であることを確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は前項ただし書に規定する措置とする。
- 4 同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

- 3 条例第4条第5項に規定する市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと市長等が認める場合

- (3) その他処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は不適当なものと市長等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う場所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う

ときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関で定めるものは、電子署名とする。

（添付書面等の省略）

第7条 条例第8条の市の機関が定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の市の機関が定めるものは、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月8日から施行する。

附 則（令和8年6月26日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年度教科書展示会について

1. 実施期間 令和8年6月12日(金)～6月27日(土)
休館日除く14日間

2. 来訪者人数

会 場	令和8年度	令和7年度
丹波篠山市立中央図書館	35名 うち教員1名	58名 うち教員3名

3. 意見書内容 (要約)

提出者10名

①保護者

- ・子どもが使っているものが展示されていて子ども自身も喜んでいて教科書が見やすく置かれていてよかった。
- ・個性豊かな教科書がそろっていて子どもたちを想って製作されていることが伝わってきた。子どもの意見では、教科書にえん筆で書き込む際、滑って記入しづらいとのことでした。
- ・昔とサイズが大きくなっているように感じるが、子どもたちは重たく感じないでしょうか。
- ・ビジュアルがわかりやすく、興味が沸いた。一方で通学カバンに入れると重量があると思うため小型化にするのも良いかも。

②その他

- ・教科書について一般の人も手にとる（入手する）のが簡単になるのが良い。
- ・実際にディベートを授業としてやっているか？
- ・カラフルで見やすい。昔と違い驚いた。普段教科書を見る機会がないため良い機会だった。QRコードを読み込んでタブレット学習できると良い。小学生までの間はなるべく教科書だけで読んだり実際に書いたりしながら学んでほしい。
- ・教科書も大きく見やすくなったが、通うには重たい気がする。デジタル化はいつするのか。
- ・英語について会話ベースで勉強しているか。文法はしていないのか。
- ・教科書の内容はシンプルで簡潔。持ちやすさ・紙質。字の大きさ等丹波篠山市の採択されたものは良いと感じた。

以上、それぞれ貴重なご意見として受け止め、協議会及び教育委員会事務局として県の指導・助言をいただきながら、今後も教科用図書の調査・選定につきまして慎重に対応していきたいと考えます。